

社会福祉法人 住田町社会福祉協議会  
アールス通所介護事業所

指定第1号通所事業（通所介護相当サービス）運営規程

平成30年 5月30日 制定  
令和 6年 6月14日 一部改正

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人住田町社会福祉協議会が開設するアールス通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う住田町介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号通所事業であって通所介護相当サービス（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な通所型サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 アールス通所介護事業所
- 2 所在地 岩手県気仙郡住田町上有住字和田野 12-5

（利用の定員）

第4条 事業所の利用定員数は次のとおりとする。

- 1 日あたり 30名

（職員の種類、職員及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する職種及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 2 生活相談員 1名以上  
生活相談員は、利用者の生活相談及び介護・援助サービスの提供に当たる。
- 3 看護師 1名以上  
看護師は、利用者の健康管理及び介護・援助サービスの提供に当たる。
- 4 介護職員 3名以上  
介護職員は、利用者の介護・援助サービスの提供に当たる。
- 5 機能訓練指導員 1名  
機能訓練指導員は、利用者の心身機能の訓練指導業務に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業 月曜日から日曜日とする。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。  
但し、管理者が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(通所型サービスの内容及び利用料等)

第7条 通所型サービスの内容は次のとおりとし、その利用料の額は「住田町介護予防・日常生活支援総合事業条例」で規定する額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- 一 生活指導（相談援助等）
  - 二 機能訓練（日常動作訓練）
  - 三 健康状態の確認
  - 四 送迎
  - 五 給食サービス
  - 六 入浴サービス
  - 七 アクティビティ（介護予防）
  - 八 その他日常生活上の援助
- 2 第8条の実施地域を越えて行う通所型サービスに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- 一 事業所から、片道おおむね20キロメートル未満 500円
  - 二 事業所から、片道おおむね20キロメートル以上 1,000円
  - 三 上記によりがたい費用が生じた場合は、あらかじめ利用者とその家族に対し、当該費用について同意を得るものとする。
- 3 通所型サービスの提供において、市町村が定める基準以外に利用者が負担する費用が生じる場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該費用について説明を行い同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、住田町全域とする。

(緊急時における対応方法)

第9条 事業所の従事者は、通所型サービスを提供中に利用者の体調の急変、その他緊急を要する事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第10条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、年1回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 防火管理または火気・消防設備等の責任者は管理者とする。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 事業所は、従事者等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 1 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人住田町社会福祉協議会が定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成30年5月30日に施行し、平成30年4月1日から適用する。
  - 2 アンルス指定介護予防通所介護事業所運営規程（平成18年4月1日施行）は平成30年3月31日を以て廃止する。
- 
- 1 この規程は、令和 6年 7月 1日から施行する。